

匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	承認
議案第2号	平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第3号	平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第4号	平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

平成31年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

平成31年2月21日 開会
平成31年2月21日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席者	1
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
仮議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
議長の選挙	4
議席の指定	6
会期の決定	6
会議録署名議員の指名	7
説明員として通知のあった者の報告	7
議案（第1号－第5号）の上程	7
組合長提案理由の説明	8
議案第1号の内容説明、質疑	10
議案第2号及び第3号の内容説明、質疑	12
議案第4号の内容説明、質疑	22
議案第5号の内容説明、質疑	25
議案（第1号－第5号）の討論、採決	28
閉会の宣告	29
署名議員	31

匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会

議 事 日 程

平成31年2月21日（木曜日）午前10時06分開会

- 1 議長の選出
- 2 議席の指定
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 議案上程
- 6 議案審議

本日の会議に付した事件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第2号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

議案第3号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

議案第4号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（10名）

1番	田村明美君	2番	佐藤 悟君
3番	武田光由君	4番	平山政利君
5番	林 勝也君	6番	秋山忠史君
7番	八角健一君	8番	川島 仁君
9番	齋藤順一君	10番	須合一嘉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	太田安規君	副組合長	佐藤晴彦君
-----	-------	------	-------

会計管理者	石橋孝子君	匝瑳市 総務課長	宇井和夫君
横芝光町 環境防災課長	萩原浩己君		
消防組合			
消防長	片岡一明君	総務課長	佐久間三喜男君
警防課長	菅谷弘光君	予防課長	飯田政彦君
匝瑳消防署長	大木良章君	横芝光 消防署長	伊藤幸夫君
匝瑳消防署 主幹	根本 勉君	匝瑳消防署 主幹	加瀬 智君
横芝光消防署 主幹	布施泰史君		

事務局職員出席者

副主幹	大木利貞	副主査	實川 駿
主任主事	岡嶋晃貴		

△開会の宣告（午前10時06分）

○副議長（齋藤順一君） これより、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例議会を開会いたします。

地方自治法第106条の規定により議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は、10名でございます。

よって、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、本組合議会は、匝瑳市議会選出1号議員4名の方が選出されております。

△仮議席の指定

○副議長（齋藤順一君） この際、議事の進行上、改選議員の仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

△新規選出議員の紹介

○副議長（齋藤順一君） 議案審議の前に、匝瑳市議会選出議員4名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

仮議席番号1番、田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） 田村です。よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤順一君） 仮議席番号2番、佐藤悟議員。

◆2番議員（佐藤悟君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤順一君） 仮議席番号3番、武田光由議員。

◆ 3 番議員（武田光由君） 武田です。よろしくお願ひします。

○副議長（齋藤順一君） 仮議席番号 4 番、平山政利議員。

◆ 4 番議員（平山政利君） 平山です。よろしくお願ひいたします。

△議長の選挙

○副議長（齋藤順一君） これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

御発言をお願ひいたします。

はい、川島仁議員。

◆ 8 番議員（川島仁君） 選挙の方法は、申し合わせによる指名推選とし、慣例により、匝瑳市の 1 号議員から選出してはいかがでしょうか。

○副議長（齋藤順一君） ただいま、川島仁議員から、申し合わせによる指名推選により、匝瑳市の 1 号議員から選出してはいかがかとの、発言がありました、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齋藤順一君） 御異議ないものと認め、議長を匝瑳市の 1 号議員から選出することにいたします。

暫時休憩いたします。

△午前 10 時 09 分 休憩

△午前 10 時 19 分 再開

○副議長（齋藤順一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御発言をお願いいたします。

はい、佐藤議員。

◆2番議員（佐藤悟君） 匠瑳市議会議員で協議した結果、平山政利議員を議長に推挙することと決定しましたので御報告申し上げます。

○副議長（齋藤順一君） ただいま、平山政利議員が指名されました。

議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（齋藤順一君） 御異議ないものと認め、平山政利議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました平山政利議員が議場におられますので、本席より当選告知をいたします。

平山政利議員が議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで議長に当選されました、平山政利議員に御挨拶をお願いしたいと思います。

平山政利議員。

◆4番議員（平山政利君） 匠瑳市議会議員の平山政利でございます。

ただいま皆様方の御推挙いただきまして、消防組合議長に就任することになりました。

もとより浅学非才の身ではございますが、皆様方の御指導、御協力をいただきまして議長の任を務めさせていただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○副議長（齋藤順一君） 議長当選承諾の挨拶を終わります。

これをもって、議長の職務は全部終了いたしました。

皆様の御協力を、心から感謝申し上げます。

暫時休憩といたします。

△午前10時21分 休憩

△午前10時22分 再開

△議席の指定

○議長（平山政利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程により、議席の指定を行います。ただいま、改選議員が仮議席に着席されておりますが、現在着席されている席を本議席と指定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議なしと認めます。

改選議員の氏名と、その議席の番号を事務局に朗読いたさせます。

佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、議席の朗読をいたします。

1番議員、田村明美議員、2番議員、佐藤悟議員、3番議員、武田光由議員、4番議員、平山政利議員。以上でございます。

○議長（平山政利君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。以上をもちまして、議席が決定いたしました。

△会期の決定

○議長（平山政利君） 会期について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認め、会期は本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（平山政利君） 次に、会議録署名議員の選任を行います。

会議規則第 79 条の規定により、議長において指名いたします。

2 番議員、佐藤悟議員、10 番議員、須合一嘉議員の両名を指名いたします。

会議録署名議員

2 番議員 佐藤 悟君

10 番議員 須合一嘉君

△説明員として通知のあった者の報告

○議長（平山政利君） 次に、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として、出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、御手元に配布いたしました印刷物資料により、御承認を願います。

△議案（第 1 号—第 5 号）の上程

○議長（平山政利君） 組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので御報告いたします。

日程に従いまして、議案第 1 号から議案第 5 号までを一括上程し、議題といたします。

お諮りいたします。

議案の朗読を省略して、会議規則第 36 条の規定により、直ちに太田組合長に提案理由の説明を求めると、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認め、太田組合長に提案理由の説明を求めます。

太田組合長。

△組合長提案理由の説明

◎組合長（太田安規君） 皆様、改めましておはようございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、心から感謝申し上げます。

また、日ごろより消防行政に対しまして、格別なる御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、ただいま議長選挙におかれまして当選をされました平山政利議員におかれましては、議会の円滑化並びに消防組合進展のため、更なる御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げるとともに、私共執行部に対しましても御指導、御鞭撻を頂きたいというふうに考えております。

どうぞ、よろしく願いいたします

本定例会に提案いたします案件は、議案5件でございますが、提案理由の説明を申し上げる前に、組合長といたしまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年の国内の災害状況を顧みますと、平成30年6月に発生した「大阪府北部地震」9月に発生した「北海道胆振東部地震」また、7月には「平成30年7月豪雨」など、自然災害が全国各地で猛威をふるい、大きな被害をもたらしました。

さらに夏には、記録的な猛暑により、熱中症により救急搬送件数が全国的に増大し、当消防組合管内においても、7月から8月の2カ月間における熱中症による救急搬送は、前年同期の約4倍となったところでございます。

このような様々な災害や事案の発生が危惧される中、住民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大きくなっており、消防、防災体制の充実強化を着実に推進してまいりたいと考えております。

今後も職員が一致団結し、災害件数のさらなる減少、救急体制の充実を目指し、日々のたゆまぬ努力を継続していくとともに、きめ細かな消防行政を推進していくため、平成31年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目は、防災拠点である消防庁舎の建替整備を、昨年度に引き続き、構成市町と協議を重ね、推進してまいりたいと考えております。

2点目は、指令管理システムの長期的な安定稼働を実現するため、システムの部分更新を実施するなど、指令管理システムの充実強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目は、危険度の高い対象物における火災被害の軽減を図るため、予防査察の推進及び違反是正の実施に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、管内住民が安心、安全に暮らせるよう、また、より一層信頼される常備消防を目指し、総力を挙げて取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の御指導、御協力を重ねてお願いを申し上げます。

本日は、議案5件を予定しておりますが、平成31年度当初予算につきましては、限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営を図る観点から編成いたしましたところでございます。

それでは、ただ今から提案理由を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の勤勉手当の支給割合及び給料表の改正をするにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により平成30年12月21日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第2号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算を10億4,401万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について

本案は、歳入歳出それぞれ370万2,000円を追加し、平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億804万1,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、総務省消防庁の通知に基づき、違反對象物に係る公表制度を整備するため改正いたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

△議案第1号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 太田組合長の提案理由と説明が終わりました。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、御説明いたします。

本案は、千葉県人事委員会勧告及び構成市町に準じて、職員の給与に関する条例の一部改正について、平成30年12月21日に、専決処分及び条例の公布を行ったものであります。

主な改正点につきましては、民間給与との較差を埋めるため、給料を平均0.2%の引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げるとともに、宿日直手当を引き上げるものでございます。

また、平成31年度以降は、期末勤勉手当について、6月期と12月期の手当ての率を均等にするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） まず1条関係、改正の1条関係について伺いますが、第17条新旧対照表で第17条で、宿日直勤務、勤務1回につき200円をプラスして4,400円。

それから、退庁時から引き継いで行われる場合は、300円をプラスして6,600円の引き上げということなんです、これは人事員勧告、千葉県人事委員会勧告に基づいてというところであろうかと思うんですが、このプラスとなる金額の設定というのは、こういった根拠からあるんでしょうか。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、田村議員の御質問にお答えいたします。

第 17 条中第 1 項の宿日直手当の改正ですが、これは給与改正の状況を踏まえ改正されるものであり、当組合においては現在、支出されておりません。

○議長（平山政利君） 田村明美議員。

◆ 1 番議員（田村明美君） すいません、消防組合について勉強不足なものですから、当組合で支出は事実上されていないことという答弁なんですけど、それはちょっと詳細に説明していただけますか。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、田村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、当組合で支出をしております手当でございますが、時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、扶養手当、管理職手当、住居手当、期末勤勉手当、通勤手当、児童手当、管理職特別勤務手当、休日勤務手当でございます。

予算上、宿日直手当については見込んでおりません。

○議長（平山政利君） 田村明美議員。

◆ 1 番議員（田村明美君） 次に 2 条関係の改正なんですけど、100 分の 130、夏と冬の期末手当だと思いますが、それぞれ 100 分の 130 と均等にするということなんですけれども、これは改正前を 100 分の 122.5 と 137.5 というのを足して 2 で割った割合 130 ということで、引き上げということでもありません。

で、そのまんま均等にしたということだけなんですけど、これはどうしてなんですか。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、田村議員の御質問にお答えいたします。

平成 31 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当を均等になるよう配分するもので、これは千葉県人事委員会勧告及び構成市町に準じて改正をするものです。以上です。

○議長（平山政利君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって議案第 1 号の質疑を打ち切ります。

△議案第 2 号及び第 3 号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第 2 号及び議案第 3 号は、関連性がございますので、一括議題として審議に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認め、議案第 2 号 平成 31 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、及び議案第 3 号 平成 31 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、を一括議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

片岡消防長。

◎消防長（片岡一明君） 始めに、議案第 2 号 平成 31 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、御説明いたします。

御手元の、予算書の 1 ページをお開きください。

平成 31 年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、10 億 4,401 万 9,000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割り額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

平成31年2月21日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 太田安規

9ページをお開きください。

初めに、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金であります。本年度予算額9億6,840万7,000円、前年度予算額9億5,676万2,000円で、対前年度比較1,164万5,000円の増額となります。

増額の主な要因といたしましては、災害対応特殊救急自動車1台の更新とちば消防共同指令センターのシステム機器の更新によるものです。

予算額に占める分担金の割合は92.76%になります。

なお、分担金の市町別については、匝瑳市5億9,220万8,000円、横芝光町3億7,619万9,000円となります。

2款使用料及び手数料のうち、1項使用料は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額と同額であります。

2項手数料は、本年度予算額40万円で、こちらも前年度予算額と同額であります。これは、消防関係の許認可手数料です。

3款国庫支出金は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額と同額であります。

本年度当初予算における、国庫補助金を必要とする、事業の予定はございませんが、突発的な事業に備え計上するものであります。10ページをお開きください。

4款県支出金は、本年度予算額485万円、前年度予算額238万3,000円で、対前年度比較246万7,000円の増額となります。

災害対応特殊救急自動車の更新による、消防防災施設強化事業補助金であります。

5款繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度予算額と同額であります。これは、前年度繰

越金でございます。

6 款諸収入のうち、1 項組合預金利子は、本年度予算額 1 万円で、前年度予算額と同額であります。

2 項雑入は、本年度予算額 85 万円で、前年度予算額と同額であります。これは、保険事務手数料などであります。11 ページをごらんください。

7 款組合債は、本年度予算額 6,850 万円、前年度予算額 4,100 万円で、対前年度比較 2,750 万円の増額となります。

起債の内容は、災害対応特殊救急自動車の更新に伴う、施設整備事業債 1,090 万円及び一般事業債 1,970 万円、合計で 3,060 万円です。

また、ちば消防共同指令センターシステム機器更新に伴う、防災対策事業債 3,790 万円でございます。7 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書、1 総括歳入合計は、本年度予算額 10 億 4,401 万 9,000 円、前年度予算額 10 億 240 万 7,000 円で、前年度比較では 4,161 万 2,000 円の増額であります。

次に、歳出につきまして、御説明いたします。12 ページをお開きください。

1 款議会費は、本年度予算額 13 万 3,000 円で、前年度予算額と同額であります。議員報酬などあります。

2 款総務費のうち、1 項総務管理費は、本年度予算額 5 万 3,000 円で、前年度予算額と同額であります。正副組合長の給料などあります。

2 項監査委員費は、本年度予算額 3 万円で、前年度予算額と同額であります。監査委員報酬などあります。

3 款消防費、1 項消防費のうち 1 日常備消防費の、1 節報酬は、5 万 4,000 円で、これは特別職の報酬であります。

2 節給料については、一般職 109 人分の給料額で、3 億 9,032 万 2,000 円であります。

3 節職員手当等は、2 億 8,137 万 3,000 円で、内容につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

4 節共済費は、1 億 5,979 万 1,000 円で、内容につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

2 節から 4 節までは、人件費であります。総予算額に占める割合は、79.64%となります。

7 節賃金は、215 万 1,000 円で、これは嘱託職員 1 名の賃金であります。

8 節報償費は、16 万 9,000 円で、内容は記載のとおりです。

9 節旅費は、92 万 5,000 円で、普通旅費 31 万円、研修旅費 61 万 5,000 円であります。

10 節交際費は、12 万円であります。

11 節需用費は、3,864 万 8,000 円で、その主なものは職員被服費、救助用、救急用などの消耗品費が 1,592 万 7,000 円、燃料費が 798 万 5,000 円、光熱水費が 646 万円、修繕料が 783 万円であります。14 ページをお開きください。

12 節役務費は、666 万 2,000 円で、電話料及び各種検査料などであります。15 ページをお開きください。

13 節委託料は、1,425 万 7,000 円であります。

主なものといたしましては、職員健康診断委託料 172 万 3,000 円、消防支援情報システム保守委託料 128 万 2,000 円、消防用無線設備保守委託料 169 万円などあります。16 ページ、17 ページをお開きください。

14 節使用料及び賃借料は、1,341 万 1,000 円で、その主なものは人事給与システム借上料 115 万 4,000 円、例規集データシステム借上料 149 万円、ネットワークシステム借上料 578 万 8,000 円などあります。

18 節備品購入費は、392 万 6,000 円で、その主なものは消防用ホース、救急用備品、軽トラック、粉末消火器などの購入費であります。

19 節負担金、補助及び交付金は、6,849 万 3,000 円です。

その主なものにつきましては、県消防学校研修負担金。18、19 ページをお開きください。

救急救命士研修負担金 213 万 6,000 円、ちば消防共同指令センター運営経費負担金 5,771 万 7,000 円、消防救急無線設備維持管理費用負担金 464 万 4,000 円などあります。

20 ページをお開きください。

27 節公課費は、65 万 3,000 円で、自動車重量税 12 台分であります。

続いて、2 目消防施設費、15 節工事請負費は 200 万 5,000 円で、その内容は匝瑳消防署避雷針塔撤去工事費 125 万 3,000 円、サーバー室エアコン取替工事費 75 万 2,000 円であります。

18 節備品購入費は、4,103 万 1,000 円で、災害対応特殊救急自動車の購入費であります。

3 款消防費の本年度予算額の合計は、10 億 2,399 万 1,000 円、前年度予算額は 9 億 7,434 万円で、対前年度比較では 4,965 万 1,000 円の増額であります。

続いて、4 款公債費、1 項公債費のうち、1 目元金は、本年度予算額 1,444 万 5,000 円、前年度予算額は 2,202 万 8,000 円で、対前年度比較では 758 万 3,000 円の減額であります。

2 目利子は、本年度予算額 36 万 7,000 円、前年度予算額は 82 万 3,000 円で、対前年度比較では 45 万 6,000 円の減額であります。

4 款公債費の本年度予算額の合計は、1,481 万 2,000 円、前年度予算額は 2,285 万 1,000 円で、

対前年度比較では 803 万 9,000 円の減額であります。

これは、平成 30 年度に終了する起債の償還及び平成 31 年度から始まる、起債の償還を見込んだものとなっております。21 ページをごらんください。

5 款予備費は、本年度予算額 500 万円で、前年度予算額と同額であります。8 ページにお戻りください。

歳出合計は、本年度予算額 10 億 4,401 万 9,000 円、前年度予算額は 10 億 240 万 7,000 円で、対前年度比較 4,161 万 2,000 円の増額であります。30 ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書について、御説明いたします。

継続費は、ちば消防共同指令センターシステム機器更新事業を平成 30 年度、平成 31 年度の 2 カ年継続事業といたしまして、総額 4,897 万 7,000 円、その年割り額を平成 30 年度は 421 万 6,000 円、平成 31 年度は 4,476 万 1,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。続きまして、31 ページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について、御説明いたします。

地方債は、記載のとおり普通債であります。

前々年度末現在高は、4,914 万 7,000 円、前年度末現在高見込額は 6,632 万円となります。

当該年度中の起債見込額は 6,850 万円で、当該年度中、元金償還見込額は 1,444 万 5,000 円となり、当該年度末現在高見込額は 1 億 2,037 万 5,000 円となります。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号 平成 31 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、御説明いたします。

別紙、平成 31 年度分担金一覧表をごらんください。

常備消防費の①人件費合計 8 億 3,148 万 6,000 円、②その他の常備消防費合計 2 億 1,240 万円、③議会費合計 13 万 3,000 円で、常備消防費の総額は 10 億 4,401 万 9,000 円であります。

本年度の財源内訳のうち、特定財源は、国県支出金 485 万 1,000 円、地方債 6,850 万円、その他として 40 万円、一般財源は 186 万 1,000 円を見込んでおります。

常備消防費から特定財源と一般財源を差し引いた金額を分担金とし、表の下段、参考欄に記載の常備消防費の算出方法により各市町の分担金を算出いたしました。

匝瑳市は 5 億 9,220 万 8,000 円、横芝光町は 3 億 7,619 万 9,000 円となり、分担金の総額は 9 億 6,840 万 7,000 円となります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） 歳出で、まず説明をいただきたいんですが、議案書の20ページの消防施設費で、匠瑳消防署避雷針塔撤去工事費125万3,000円されています。

避雷針塔撤去ということで、経過とそれから現状がどうであるか、また今後どうなのかという課題もあるのではないかと思います。御説明をいただきたいと思います。

それから、13ページの常備消防費の需用費の修繕料783万円とういことなんですが、どういった修繕なのか御説明をお願いします。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、田村議員の御質問にお答えをいたします。

平成31年度一般会計予算書の中で、20ページの工事請負費、匠瑳消防署避雷針塔撤去工事、この内容につきまして御説明をいたします。

この避雷針塔は、昭和47年に消防署建設と同時に設置をいたしました。

現在では、老朽化がかなり進みまして倒壊の虞がございます。

避雷針塔の代替についてはすでに、隣接して訓練塔がございますが、そちらに設置しております。

続きまして、予算書の13ページの需要費の修繕料783万円、この説明ですが、手元に資料がございませんので後ほど回答させていただきます。

○議長（平山政利君） 田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） 次に公債費とそれから、31ページの起債、普通債についてなんですが、公債費は31年度は前年度よりも803万9,000円元金利子合計で減る見込みと、支出しなくても良いと、減るということなんですが、地方債の残高、また31年度起債見込みということでの将来にわたる残高と公債費支出の推移ということについて御説明をいただきたいと思います。

それほど大きな、起債が行われていない、また公債費も年々減っている状況ということで現在は非常に安定した状況にあるのではないかと思うんですけれども。

今後の推移というところで御説明をお願いします。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、田村議員の御質問にお答えをいたします。

まず始めに、先ほど保留とさせていただいておりました修繕料でございますが。

ページで申し上げますと、13 ページの一番下になります、修繕料 783 万円、この内訳ですけども救急車両、消防車両の修繕を見込んでおりますのが 360 万円、車検代といたしまして 36 万円が 6 台、17 万 5,000 円が 6 台、計 12 台分で車検料が 321 万円です。

あと、車両法定点検 25 台分ということで 104 万円を見込んでいます。

続いて、公債費について御説明いたします。まず、減額の要因といたしまして、この野栄総合支所の南側にあります、野栄分署、その前身が野栄分遣所ということになっておりまして、その返済が終了したと、この返済は 2 本立てになっておりまして、1 本について平成 30 年度に終了したということでございます。

もう 1 本につきましては、平成 31 年度に終了すると、ということで野栄分署の施設の返済が終了するということになっております。

あと、もう一点が平成 25 年度に導入いたしました消防ポンプ車、これが平成 30 年度に終了いたしました。それと、平成 26 年度に指揮隊車というのを導入いたしましたが、それについて平成 31 年度に終了するというところでございます。

また、平成 29 年度に導入いたしました救急車、こちらが 31 年度から返済が始まるということでございます。

これをトータルいたしますと、前年度と比較して減額となるということでございます。以上です。

○議長（平山政利君） 田村明美議員。

◆ 1 番議員（田村明美君） 修繕費、修繕料の関係で、車両の関係だという御説明があった訳なんですけど、庁舎 3 つあるかと思えますけども、庁舎について修繕改修ということは見込む必要がないというふうに考えてよろしいでしょうか。

庁舎の使用について、31年度の補正予算ということも今後あるかと思しますので、予算計上の必要性和かどういふ状況にあるのか御説明をお願いします。

○議長（平山政利君） 暫時休憩。

△午前11時14分 休憩

△午前11時14分 再開

○議長（平山政利君） 再開いたします。

佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは田村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

庁舎の修繕はこの当初予算には見込んでおりません。

今年度ですが、匝瑳消防署の漏水が酷くなりまして屋上の防水工事を実施したところでございます。

庁舎に関しては御存知のとおり老朽化が進んでおりますけども、職員一丸となってそこで頑張っていくということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（平山政利君） 他に質疑ございませんか。

武田光由議員。

◆3番議員（武田光由君） 何点か確認させてください。

継続費4ページで30年度、31年度で合計4,897万7,000円支出する予定であるということで、今回ちば消防共同指令センターシステム機器更新ということで、システム更新をするのか、機器だけの更新なのか、前回は指令センターができた時のものなのか、なんか更新したものか、総額的にはどの程度のものなのかということとですね。

これ新しい機器になることによって利便性であったり、こういった特徴があるという、県内全体の指令をするわけなんでしょうけど、その辺のことをお伺いしたいと思います。

それとですね、予算書の20ページ災害対応特殊自動車購入費ということで4,100万、これ救急

車だとかと思うんですけども、日本全国どんな救急車が存在するんでは、まあ多くはないとしてもですね、匝瑳市で使用しようとしているこの救急車というのはランクではないですけども、どの程度のものなのか、また良くなってるものやら悪くならないまでも、その特徴的なものがあつたら教えていただきたいと思います。

それともう一点、議案第3号のなかで、分担金のことなんですけども、匝瑳市横芝光町の中で火災であったりその他火災であったり、もしくは救急車の出場であったり、この30年度は終わっていませんのでわからないんですけども、29年度もしくは30年度のいつ何時まででわかる範囲で、どの程度匝瑳市と横芝光町で出場しているんだといことを、お示しいただければと思います。以上です。

○議長（平山政利君） 菅谷警防課長。

◎警防課長（菅谷弘光君） はい、武田議員の御質問にお答えいたします。

まず指令センターの方の関係ですが、平成25年4月より運用開始をしております現在5年を経過しております。

更新する内容といたしましては、ソフト関係これを主だったものを改修するというかたちです。

あと、指令回線及びバッテリーですね、UPSって非常発電のものがあるんですが、それがもう年度を過ぎておまして、それを更新しないと、停電時に動かないような状態になりますので、その辺の改修を含めて、改修するっていうかたちになります。

約年間で、119番の入電が22万件ございます。

金額といたしましては共同部分で約15億6,600万円を予定しております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） では、私の方から2点目、予算書の20ページ、災害対応特殊救急自動車購入費4,103万1,000円、これにつきまして御説明いたします。

まずこの災害対応という名称がついておりますのは、これは千葉県の消防広域応援隊というのがありましてそちらに登録します。

そちらに登録するメリットといたしまして、県の補助金を受けられる、ということになりますので、こういう名称を付けたということでございます。

救急車の仕様につきましては、総務省消防庁が認定しております、高規格救急車というのがご

ざいます。

その仕様に準じて、更新するわけですが、まず1点目に特徴としまして救急救命士による高度な処置が行える資機材、それを積載する。

2点目として、傷病者の収容部分この拡大、それから走行時の振動軽減するための防振架台というのがございますが、その整備それが特徴でございます。以上でございます。

○議長（平山政利君） 大木匠瑛消防署長。

◎匠瑛消防署長（大木良章君） それでは、構成市町の平成30年の火災救急の出場件数についてお答えいたします。

火災につきましては、全体で41件、管外出場が2件ございました。

その内訳でございますが、匠瑛市が22件、横芝光町が19件でございます。

救急につきましては、2,885件でありまして、匠瑛市が1,757件、横芝光町1,113件管外出場が15件ございました。以上でございます。

○議長（平山政利君） 他に質疑ございませんか。

武田光由議員。

◆3番議員（武田光由君） 救急車が新しくなるということで、救急救命士が活躍できるようにしっかりするということがあったんですけど、医療機器の産廃ということで30万円の計上があります。

救急救命士が資格を持ちながら業務を果している訳ですけども、救急救命士が現場で活躍って言うんですかね、気道確保であったり医師の指示がなければできないんでしょうけど輸血であったり、現状注射針など産業廃棄物としてはないんですけども、救急救命士で特徴的なのでこんなことをしているんだよ、ということがあればですね教えていただければと思います。

○議長（平山政利君） 伊藤横芝光消防署長。

◎横芝光消防署長（伊藤幸夫君） ただ今の御質問にお答えいたします。

救急救命士の特徴的な処置といたしましては、輸液、点滴です。

それと気道確保、主にこの2点です。

あとはAEDのショックは、一般の救急隊員だとか消防隊員もできますので、主だった救命士が特にできるということは、その2点でございます。以上です。

○議長（平山政利君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第2号及び議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案第4号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 議案第4号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

佐久間総務課長。

◎総務課長（佐久間三喜男君） それでは、議案第4号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億804万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年2月21日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

続いて、2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入1款分担金及び負担金につきましては、補正前の額9億5,676万2,000円、補正額は566万2,000円の減額で、補正後は9億5,110万円であります。

4款県支出金は、補正前の額238万3,000円、補正額は1万9,000円の増額で、補正後は240万2,000円であります。

5款の繰越金は、補正前の額293万2,000円、補正額は1,114万5,000円の増額で、補正後は1,407万7,000円であります。

7款の組合債は、補正前の額4,100万円、補正額は180万円の減額で、補正後は3,920万円あります。以上、歳入合計補正前の額10億433万9,000円、補正額370万2,000円の増額で、補正後は10億804万1,000円となります。

次に、歳出の3款消防費、1項常備消防費は、補正前の額9億2,662万8,000円、補正額は446万円の増額で、補正後は9億3,108万8,000円あります。

2項消防施設費は、補正前の額4,964万4,000円、補正額は75万8,000円の減額で、補正後は4,888万6,000円あります。

3款消防費といたしましては、補正前の額9億7,627万2,000円、補正額は370万2,000円の増額で、補正後は9億7,997万4,000円あります。以上、歳出合計は補正前の額10億433万9,000円、補正額は370万2,000円の増額で、補正後は10億804万1,000円となります。3ページをごらんください。

第2表地方債の補正について御説明いたします。これは、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴い、入札により執行額が減額となったため、消防施設整備事業債を減額するものでございます。8ページをお開きください。

歳入の補正の内容につきまして、御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、市町の花分担金を匝瑳市は319万4,000円、横芝光町は246万8,000円それぞれ減額するものでございます。

続いて、4款県支出金につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴う、消防防災施設強化事業補助金1万9,000円の増額によるものです。

5款繰越金につきましては、前年度繰越金1,114万5,000円を予算へ繰り入れるものであります。

7款組合債につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴う入札の結果により、施設整備事業債を150万円増額し、一般単独事業債を330万円減額するものです。

トータルでは、180万円の減額となります。続いて、9ページをごらんください。

歳出の補正の内訳につきまして、御説明いたします。3款消防費、1項常備消防費、1目常備消防費の内、2節給料は85万6,000円の増額で、これは今年度の職員給与改正に伴い増額するものでございます。

3節職員手当等は、139万円の増額で、内訳は扶養手当50万円の減額、管理職手当49万円の減額、期末勤勉手当209万5,000円の増額、児童手当28万5,000円の増額でございます。

扶養手当と管理職手当は、当初の見込みを下回ったため減額するものでございます。

期末勤勉手当は、今年度の職員給与改正に伴い増額するものでございます。

児童手当は、当初の見込みを上回ったため増額するものでございます。

続いて、4節共済費は261万5,000円の増額で、内訳は職員共済組合一般負担金325万9,000円の増額、これは職員の給与改正に伴う負担金の増額によるものです。

次に、職員共済組合追加費用64万4,000円の減額ですが、これは追加費用率が前年度より下がったため、減額となるものでございます。

続いて、19節負担金、補助及び交付金は40万1,000円の減額で、内訳は海匠支部消防行政視察負担金6万2,000円の減額、これは海匠支部消防行政視察が取りやめとなったため減額するものでございます。

次に、ファイヤーファイターサバイバルI研修負担金3万9,000円の減額、これは関東での開催を予定していたものが、今年度は大阪市の開催となったため、参加を中止したためでございます。

続いて、消防職員運転免許取得負担金30万円の減額、これは要望がなかったため減額するものでございます。続いて、10ページをお開きください。

2項消防施設費、2目消防施設費の内、18節備品購入費は、75万8,000円の減額で、これは災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新に伴い、入札により減額となったものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第4号の質疑を打ち切ります。

△議案第5号の内容説明、質疑

○議長（平山政利君） 匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

飯田予防課長。

◎予防課長（飯田政彦君） それでは、議案第5号について、御説明いたします。

本改正は、総務省消防庁の通知によるものであり、概要といたしましては、平成24年に広島県福山市で発生したホテル火災や、平成25年長崎市で発生したグループホーム火災等で多数の死者数が発生したことを踏まえ、平成25年12月19日付けで総務省消防庁より違反防火対象物に係る公表制度の実施について通知されました。

この公表制度は、すでに全ての政令指定都市の消防局と管内人口が20万人以上の消防本部において実施されており、その他の消防本部は遅くとも平成31年度中に条例等の改正を行ない、平成32年4月1日から実施するよう総務省消防庁から通知されておりますことから、匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例についても同様の改正を行なうものでございます。

改正の内容につきましては、現在、消防法令違反により消防機関が違反対象物へ行政処分として命令を行った場合、その違反内容の公示による公表が義務付けられておりますが、公示にいたるまでには相当の期間を要するため、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあります。

このため、今回の公表制度は行政処分となる命令の前にあたる警告の段階で公表するようなパターンであり対象物の用途については物販店、ホテル、飲食店等の不特定多数の方が利用する建物や、社会福祉施設、病院等の自力避難をすることが困難な方が利用する建物で、消防機関が立入検査の際に確認した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、この3つの消防設備が対象となります。この設備の重大な違反に係る情報を消防組合の公式ホームページ等で公表し、利用者等の防火安全に対する意識を高め、併せて当該防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防設備等の適性な設置促進を図ろうとするものでございます。

所要の条文につきましては、恐れ入りますが議案第5条の改正文をごらんください。

この改正文の本文の1行目、目次中というところから9行目の第46条第1項中とありますが、

ここまでの文につきましては、字句及び記号の訂正と、関連する目次を改めるものであり、今回の条文改正と併せて改正するものであります。

公表制度につきましては、第47条の次に新たに今回の公表に関する規程を第48条として加え、それぞれ1条ずつ繰り下げるものでございます。

この第48条であります。第1項と第2項につきましては、防火対象物の消防用設備等の設置状況が法令基準に違反している場合、消防長は、当該防火対象物を利用する住民に対し、違反している旨を公表することができ、公表する場合は、事前にその旨を当該防火対象物の関係者に周知することとするものであります。

第3項につきましては、公表する防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きを、消防組合火災予防条例施行規則で定めることとするものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日を平成32年4月1日としましたのは、ある程度の周知期間は不可欠であるため、1年間を確保する必要があると判断したためでございます。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（平山政利君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑を許します。

田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） 重大な違反について警告段階で公表するという事かなと思うんですが、公表だけの問題ではなくて、当然当局の指導というものがあろうと思うんですけども、事実を知りたいので指導ということについて御説明をいただきたいと思っております。

○議長（平山政利君） 飯田予防課長。

◎予防課長（飯田政彦君） ただいまの田村議員の御質問についてお答えいたします。

防火対象物の公表のみではなく、その後が大事だということですが、当消防組合管内には平成30年末までに5件の重大違反については是正を行い、4件の防火対象物が公表に該当する状況でございます。

これらの対象物につきましては、関係者に対して改修計画書を提出させるなど、現在も継続して是正指導を行っている状況であります。

なお、消防側といたしましては行政指導や今回の公表制度につきましても、公表や罰則が目的

ではなく、あくまでも公表前や命令を発する前までに改修し、防火管理を徹底していただくのが最大の目的でございますので、違反のある対象物の関係者には改修等に対して納得し早急に対処していただくために、これからも根気強く指導し、また利用者等が安全で安心して暮らしていただける社会を目指し指導を実施して参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（平山政利君） 田村明美議員。

◆1番議員（田村明美君） わかりやすい御説明ありがとうございます。

行政指導を重ねてもなかなか改善されないという事例もあるのではないかと思います。

そういった場合に、被害を被る可能性のある住民なり関係者、利用者ということからすると、業務停止、営業停止まで速やかに行って改善された後に業務が再開できるというぐらいの厳しいことをやっていただきたいという意向もあろうかと思うんですが、そういったところについてはケースバイケースというのは良くわかるんですけども、過去の事例とかでありますら御説明お願いします。

○議長（平山政利君） 飯田予防課長。

◎予防課長（飯田政彦君） 田村議員の御質問についてお答えいたします。

当組合管内で現在まで消防用設備等の設置違反で、まず命令を発したことはございません。警告については3回ございます。

しかし、これも担当職員が何度も違反対象物に足を運び、根気強く指導し改修等などがなされたため、行政処分の命令には至っておりません。

消防側といたしましては行政処分や今回の公表制度についても使用停止や罰則というものが目的ではなく、あくまでも早急に消防設備を設置していただくことを防火対象物の関係者にも納得していただくようにして、利用者等が安全で安心して暮らしていただける社会を目指した消防査察を実施しているところであります。

消防法令違反に対しては、順を追って細かく申し上げさせていただきますと、通常消防法令違反を発見した場合、まず行政指導を行います。

その違反の程度にもよりますが、軽微なものについては口頭指導で、それ以外の場合は文書により指導を行います。その指導の後に、改修等の報告について文書で回答を求め意思表示をいただきますが、その違反の内容によっては、2回3回の指導を重ねる場合もございます。

それでも違反の改修、解消にならない場合につきましては、警告という段階に入って参ります。ここまでが行政指導であります。

ある程度の期日を設けまして、それでも改修に至らない場合につきましては、行政処分の命令の段階に入り、対象物に対して消防法令で義務付けられている公示、公表を実施します。この場合はホームページの公表の他、建物の出入り口に違反であることの内容を標識等によって公示を行います。

それでも改修がなされず、繰り返し違反等の悪質性かつ、火災時の人命危険が大である場合は、告発あるいは使用停止ということで司法の場に移るわけでございますけれども、今回の条例につきましては命令を発するにはある程度の期間を要するため、その前段の行政指導の段階で公表するようなパターンになりますが、田村議員の仰ったように今後も告発前の使用停止も念頭において査察を実施して参りたいと思います。以上でございます。

○議長（平山政利君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 質疑がないようですので、これをもって、議案第5号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号—第5号）の討論、採決

◎議長（平山政利君） これより、討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告がありません。

討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平山政利君） 御異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について）、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号 平成31年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号 平成30年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平山政利君） 挙手全員、賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

△閉会の宣告

○議長（平山政利君） お諮りいたします。

本定例会に付議された事件は、全て議了されました。よって、これにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平山政利君) 御異議ないものと認めます。

ここで一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会にあたり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございます。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成31年3月定例会を閉会いたします。

△午前11時49分 閉会